

農業経営基盤強化促進基本構想

令和5年9月

足 寄 町

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 足寄町農業の概況	1
2 足寄町農業の現状と課題	1
3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組	2
4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	5
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標すべき農業経営の指標	18
第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	19
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	19
2 足寄町が主体的に行う取組	19
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	20
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	21
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	22
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	22
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	22
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	23
1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	23
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	23
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	27
4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	27
5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	29
第7 その他	29

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 足寄町農業の概況

足寄町は、十勝地方の東北部に位置し、阿寒山系を中心とした山麓丘陵地帯を形成し、典型的な中山間地域となっている。

気候は、阿寒山系の山麓丘陵地形のため、山麓特有の気象現象と十勝内陸性気候の二様の気象条件を有し、四季における寒暖の差が著しくなっている。

農用地は、足寄川・利別川・美里別川の3河川流域に沿って帶状に分布しているため経営面積は狭隘であり、土地の生産効率は低い状況にある。

このような地理的・気象的条件のもと、酪農・肉用牛経営・寒冷地作物の導入による畑作経営を基本とした土地利用型農業が行われている。近年においては、人工草地、林地等地域の自然環境、飼養環境に適した集約放牧方式による低コスト化や野菜を導入した経営の複合化、生産コストの低減、品質の向上等が積極的に取り組まれている。

2 足寄町農業の現状と課題

足寄町の農業は畑作・酪農が中心で全農家戸数は、平成30年度は224戸だったが、令和4年度には215戸と5年間で9戸(4.0%)減少している。

経営形態別で見ると、畑作は平成30年度は79戸だったが、令和4年度は74戸と5戸(6.0%)減少、酪農では平成30年度は83戸だったが、令和4年度で79戸と4戸(4.8%)減少している。その他(肉用牛の繁殖・肥育等)を扱う農家戸数は、平成30年度以降変更なく62戸となっている。

一戸当たりの経営耕地面積は、農家戸数の減少による耕地の売買に伴い拡大しており、平成30年度では平均48.29haだったのに対し、令和4年度では51.43haとなっている。

また、農業従事者の高齢化も進行しており、令和4年12月末の段階で「60歳以上後継者なし」の戸数は66戸と全農家戸数の30.7%を占めるなど、高齢化と後継者不足が深刻化している。新規就農者数に関しては、年1~2戸程度となっており、今後は農地の需要が減り優良農地が遊休化することも懸念される。

さらに、地域農村社会を形成する農業従事者の担い手不足から、地域コミュニティの機能不全により、農地の遊休化だけでなく未調整な乱開発・無秩序な転用などの恐れも懸念されることから、効率的かつ安定的に農家戸数を確保することや意欲と能力を備えた優れた農業の担い手の育成確保が必要である。合わせて農村女性の労働環境の改善や経営参加の促進も重要な課題であり、新規就農者の参入推進などを含め活力ある地域農業の形成が求められている。今後は、それぞれの経済状態も勘案しながら、地域農業を支える担い手に優良農地を集積するなど、農地の効率活用を図ると共に、農作業の受委託化等も進めながら支援体制を図っていく必要がある。

足寄町では、これらの課題や政策に対応するため「足寄町酪農・肉用牛生産近代化計画」等に即して、自然と調和した資源循環型酪農・畜産を確立し、基盤整備の促進、経営の近代化を加速することにより、本町の基幹産業としての持続的生産体制の発展を推進していくことが求められている。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

(1) 基本的な考え方

足寄町農業が持続的に発展していくため、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体质と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、足寄町又はその近隣市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね420万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間程度

※主たる従事者～農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、（2）に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を推進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた市町村や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を發揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT等の省力化技術導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続き、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、令和12年度における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、当町の令和12年度における農業法人数の目標数を20経営体（令和4年1月現在：17経営体）とする。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個別経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合い活動を重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組を推進することにより集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ 新規就農者の育成・確保

足寄町農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

オ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などにより慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画農業経営の発展。

業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

カ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画※」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

※ 地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、市町村により公表されるもの。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作物やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター、TMRセンター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

足寄町の新規就農者は、放牧酪農を中心に過去10年間で8件（農業後継者を含まない）となつておらず、令和4年度には2件が就農した。

足寄町農業の今後の維持・拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

そのため、担い手の育成・確保に関して、関係機関の協力の下、今後10年間で10名の新規就農者の確保を目標とする。

また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を今後10年間で5增加させることを目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、3の（2）に定めるものをおおむね達成することを目標とする。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後における所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得200万円程度の達成を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の指標として、足寄町の先進的な経営事例をもとに、現在開発されている技術によって実現可能な経営類型を例示すると次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
畑作野菜複合(I)	<p><作付面積等></p> <p>小麦 8.0ha 小豆 5.0ha 大正金時 3.0ha てん菜 5.0ha にんじん 2.0ha 馬鈴しょ 2.0ha</p> <p>経営面積 25.0ha</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用トラクタ (100ps) 1 ・乗用トラクタ (80ps) 1 ・フロントローダー 1/5 ・マニュアスプレッダ (3t) 1/10 ・ブロードキャスター 1 ・リバーシブルプラウ 1 ・ロータリーハロー 1 ・総合播種機 (4条) 1/2 ・グレンドリル (25条) 1/3 ・ビート移植機 (2条) 1/3 ・カルチベーター (5畦) 1 ・ブームスプレイヤ 1 ・ビートハーベスタ (1畦) 1/5 ・ビーンカッター 1 ・ピックアップスレッシャー 1 ・ストローチョッパ(フレール) 1/10 ・ローラー 1/10 ・ポテトプランター (4条) 1/2 ・倉庫(165m²) 1 ・車庫 (100m²) 1 ・育苗ハウス(100m²) 1 ・パソコン 1 ・農用トラック (4t) 1 ・肥料配合器 1 ・プランター 1 ・フォークリフト 1 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械の共同利用によるコスト低減、省力化 ・集団化による計画的作付 ・地力の維持増進 ・畑作物と野菜の複合輪作体系の確立 ・土壤診断による適切なほ場管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・市場動向に対応した計画的生産販売 ・適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・作物別原価の把握、コスト分析 ・作目間の労働調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同化による作業時間の短縮 ・地域支援システムの有効活用による労働力の安定確保 ・休日の導入 ・家族経営協定の締結 <p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
畑作野菜複合(Ⅱ)	<p><作付面積等></p> <p>小麦 10.0ha 小豆 5.0ha 大正金時 5.0ha てん菜 6.0ha スイートコーン 4.0ha たまねぎ 4.5ha にんにく 0.5ha にんじん 2.0ha 馬鈴しょ 3.0ha 経営面積 40.0ha</p>	<p><機械施設設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用トラクタ (70ps) 1 ・乗用トラクタ (80ps) 1 ・フロントローダ 1/2 ・マニュアスプレッダ (3t) 1/2 ・ブロードキャスター 1 ・リバーシブルプラウ 1 ・ロータリーハロー 1 ・総合播種機 (4条) 1/2 ・グレンドリル (25条) 1/3 ・全自動ビート移植機 (4条) 1/2 ・カルチベーター (5畦) 1 ・ブームスプレイヤ 1 ・ビートハーベスター(1畦) 1/3 ・汎用コンバイン (豆) 1 ・にんにく植付機 1/5 ・ストローチョッパ(フレール) 1/3 ・ローラー 1/3 ・ポテトプランター (4条) 1 ・農用トラック (2t) 1 ・ビーンハーベスター (2条) 1/2 ・倉庫 (165m²) 1 ・車庫 (100m²) 1 ・育苗ハウス (100m²) 1 ・農用トラック (2t) 1 ・パソコン 1 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械の共同利用によるコスト低減、省力化 ・集団化による計画的作付 ・地力の維持増進 ・畑作物と野菜の複合輪作体系の確立 ・土壤診断による適切なほ場管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・市場動向に対応した計画的生産販売 ・適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・作物別原価の把握、コスト分析 ・作目間の労働調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同化による作業時間の短縮 ・地域支援システムの有効活用による労働力の安定確保 ・休日の導入 ・家族経営協定の締結 <p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 1人

営農 類型	経営規模	生産方 式	経営管理の方法	農業従事の様態等
施設園芸野菜 I	<p><作付面積等></p> <p>高設イチゴ 0.2ha (夏秋作)</p> <p>経営面積 0.2ha</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス(400m²) 5 ・農用トラック(軽トラ) 1 ・給液装置 1 ・動力噴霧器(30リットル) 1 ・中耕機 1 ・予冷庫 1 ・除雪機 1 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械の共同利用によるコスト低減、省力化 ・環境管理による収穫期間の延長 ・共同出荷、選別による品質の維持向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、管理 ・市場動向に対応した計画的生産販売 ・適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・原価の把握、コスト分析 ・労働調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同化による作業時間の短縮 ・地域支援システムの有効活用による労働力の安定確保 ・休日の導入 ・家族経営協定の締結 <p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
畑作肉牛複合 (I)	<作付面積等> 小麦 8.0ha 小豆 3.0ha 大正金時 5.0ha てん菜 6.5ha デントコーン 2.5ha 採草放牧地 25.0ha 経営面積 50.0ha	<機械施設装備> ・トラクタ (100ps級) ・トラクタ (80ps級) ・農用トラック (2t) ・モアコンディショナー(3.2m) ・テッダレーキ(ロータリー式) ・ロールベーラ (1.2m×1.5m) ・ペールラッパ(1.2m×1.8m) ・ペールグラッパ ・マニュアスプレッダ (縦ビータ6t) ・フロントローダ ・チームクリーナ ・育成牛舎(140m ²) ・成雌牛舎(123m ²) ・屋外給餌場(114m ²) ・飼料庫(18m ²) ・機械格納庫(248m ²) ・堆肥舎(250m ²) ・パソコン ・ブロードキャスター ・リバーシブルプラウ ・ロータリーハロー ・総合播種機 (4条) ・グレンドリル (25条) ・全自動ビート移植機 (2条) ・カルチベーター (5畦) ・ブームスプレイヤ ・ビートハーベスター(1畦) ・ビーンカッター ・ピックアップスレッシャー ・ローラー ^{1/2} ・ビーンハーベスタ (2条) ・倉庫(165m ²) ・育苗ハウス(100m ²) ・ショベル ・ラッピングマシーン	・複式簿記記帳 ・青色申告実施 ・パソコンによる經營計画、労務、財務、ほ場管理 ・適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・作付別原価の把握、コスト分析 ・飼料費の経常的把握、飼料設計	・家族労働の作業分担制 ・休日の導入 ・共同化による作業時間の短縮 ・家族経営協定の締結 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
	<飼養頭数> 繁殖牛 50頭 育成雌牛 40頭			
	<その他> ・畑作に肉専用種繁殖を組み合わせた複合経営 ・機械の共同利用によるコスト低減、省力化 ・集団化による計画的作付 ・堆肥のほ場還元による地力の維持増進			

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
酪農專業(I)	<p><作付面積等></p> <p>採草放牧地 50.0ha</p> <p>経営面積 50.0ha</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成牛舎(400m³) 1 ・育成舎(158.4m³) 1 ・パンカーサイロ(250m³) 1 ・パドック(400m³) 1 ・飼料調製舎(60坪D型) 1 ・堆肥舎(140m³) 1 ・尿溜(32m³) 1 ・カーフハッチ(1頭用) 4 ・スーパーハッチ(5頭用) 1 ・バルククーラー (3,000L 2*3.7kw) 1 ・ミルカー (パイプライン40頭2.5インチ) 1 ・パイプライン 1 ・バンクリーナー(130m+7m) 1 ・フロントローダ 2 ・除雪機 1 ・コンピュータ 1 ・ベールカッタ(1.5φ対応) 1 ・温水器 1 ・糞尿固液分離機 1 ・尿散布機 1/2 ・マニュアスプレッダ (縦ビータ6t) 1/2 ・トラクタ(80ps) 1 ・トラクタ(60ps) 1 ・トラクタ(100ps) 1 ・ダンプトラック(4tダンプ) 1 ・車庫(60坪D型) 1 ・モアコン 1 ・テッダレー^キ 1 ・ブロードキャスター 1 ・ライムソア 1 ・ロールベーラ(1.5φ*1.2m) 1 ・ベールラッパ 1 ・ベールハンドラー 1 ・ハーベストワゴン (8t PU幅180cm 90ps級) 1/3 ・パソコン 1 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・集約放牧技術の採用 ・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地へ利用還元 ・ヘルパーを活用したゆとり経営 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益原価把握と分析 ・資金繰り表等による資金管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担制 ・共同化による作業時間の短縮 ・家族経営協定の締結 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
集約放牧	<p><飼養頭数></p> <p>経産牛 60頭</p> <p>育成牛 40頭</p>			

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
酪農専業(Ⅱ)	<p><作付面積等></p> <p>飼料畑 10.0ha</p> <p>採草地 50.0ha</p> <p>経営面積 60.0ha</p> <p><飼養頭数></p> <p>経産牛 60頭</p> <p>育成牛 40頭</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成牛舎(600m²) 1 ・育成舎(185m²) 1 ・バンカーサイロ(523m³) 1 ・パドック(600m²) 1 ・飼料調製舎(60坪D型) 1 ・堆肥舎(307m²) 1 ・尿溜(433m³) 1 ・カーフハッチ(1頭用) 7 ・スーパーハッチ(5頭用) 2 ・バルククーラー (3,800L 2*3.7kw) 1 ・ミルカー (パイプライン60頭2.5インチ) 1 ・バンクリーナー(130m+7m) 1 ・フロントローダ 2 ・除雪機 1 ・コンピュータ 1 ・ベールカッタ(1.5φ対応) 1 ・温水器 1 ・尿散布機 1/2 ・マニュアスプレッダ (縦ビータ6t) 1 ・トラクタ(80ps) 1 ・トラクタ(60ps) 1 ・トラクタ(100ps) 1 ・農用トラック(4t平) 1 ・モアコン 1 ・テッダレーキ 1 ・ブロードキャスター 1 ・ロールベーラ(1.5φ*1.2m) 1 ・ベールラッパ 1 ・ベールハンドラ 1 ・ハーベスタワゴン (8t PU幅180cm 90ps級) 1 ・プラウ 1/2 ・ハロー 1/2 ・総合播種機 1/2 ・パソコン 1 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地へ利用還元 ・ヘルパーを活用したゆとり経営 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益原価把握と分析 ・資金繰り表等による資金管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担制 ・共同化による作業時間の短縮 ・家族経営協定の締結 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
酪農專業(III)	<p><作付面積等></p> <p>飼料畠 30.0ha</p> <p>採草地 70.0ha</p> <p>経営面積 100.0ha</p> <p><飼養頭数></p> <p>経産牛 200頭</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成牛舎(FS120頭用 1,200m²) 1 ・ミルキングパーラ(230m²) 1 ・バンカーサイロ(2,907m³) 1 ・パドック(600m²) 1 ・スラリーストア(1,502m³) 1 ・曝気層(160m³) 1 ・カーフハッチ(1頭用) 14 ・スーパーハッチ(5頭用) 6 ・バルククーラ (7,700L 2*3.7kw) 1 ・ミルキングシステム (ヘリンボーン6W) 12 ・バンクリーナー(160m³) 1 ・除雪機 1 ・コンピュータ 1 ・フロントローダ 1 ・TMRミキサー(10m³) 1 ・曝気ポンプ(7.5KW) 1 ・スラリーポンプ(13.5kw) 1 ・温水器 1 ・トラクタ(90ps) 1 ・トラクタ(80ps) 1 ・トラクタ(60ps) 1 ・トラクタ(100ps) 1 ・農用トラック(4tダンプ) 1 ・マニュアスプレッダ (縦ビータ6t) 1 ・スラリースプレッダ 1 ・ブロードキャスター 1 ・ライムソア 1 ・ロールベーラ(1.5φ*1.2m) 1 ・洗車機 1 ・パソコン 1 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーストール方式による多頭化経営 ・コントラ利用による搾乳專業経営 ・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地へ利用還元 ・ヘルパーを活用したゆとり経営 ・公共牧場へ育成牛預託 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益原価把握と分析 ・資金繰り表等による資金管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担制 ・共同化による作業時間の短縮 ・家族経営協定の締結 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・常時雇用者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
酪農專業(IV)	<p><作付面積等></p> <p>飼料畠 30.0ha</p> <p>採草地 70.0ha</p> <p>経営面積 100.0ha</p> <p><飼養頭数></p> <p>経産牛 200頭</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成牛舎(FS120頭用 1,200m²) 1 ・ミルキングパーラ(230m²) 1 ・バンカーサイロ(2,907m³) 1 ・パドック(600m²) 1 ・スラリーストア(1,502m³) 1 ・曝気層(160m³) 1 ・カーフハッチ(1頭用) 14 ・スーパーハッチ(5頭用) 6 ・バルククーラ (7,700L 2*3.7kw) 1 ・ミルキングシステム (ヘリンボーン6W) 12 ・搾乳ロボット 2 ・給餌ロボット 1 ・バンクリーナー(160m³) 1 ・除雪機 1 ・コンピュータ 1 ・フロントローダ 1 ・TMRミキサー(10m³) 1 ・曝気ポンプ(7.5KW) 1 ・スラリーポンプ(13.5kw) 1 ・温水器 1 ・トラクタ(90ps) 1 ・トラクタ(80ps) 1 ・トラクタ(60ps) 1 ・トラクタ(100ps) 1 ・農用トラック 2 ・マニュアスプレッダ (縦ビータ6t) 1 ・スラリースプレッダ 1 ・ブロードキャスター 1 ・ライムソア 1 ・ロールベーラ(1.5φ*1.2m) 1 ・洗車機 1 ・パソコン 1 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーストール方式による多頭化経営 ・コントラ利用による搾乳専業経営 ・堆肥舎を活用した堆肥生産とその草地へ利用還元 ・ヘルパーを活用したゆとり経営 ・公共牧場へ育成牛預託 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益原価把握と分析 ・資金繰り表等による資金管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担制 ・共同化による作業時間の短縮 ・家族経営協定の締結 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・常時雇用者 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
肉牛専業(Ⅰ)	<p><作付面積等></p> <p>採草放牧地 130.0ha</p> <p>経営面積 130.0ha</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクタ (80ps級) ・農用トラック (4tグレーピー) ・モアコンディショナー (3.2m) ・テッダレーキ (ロータリー式) ・ロールベーラ (1.2m×1.5m) ・ペールラッパ (1.2m×1.8m) ・ベールグラッパ ・マニュアスプレッダ (縦ビータ6t) ・フロントローダ ・ホイルローダ (バケット1.5m³) ・ミキサーワゴン ・ロールシュレッダ ・スキッドローダ ・スチームクリーナ ・育成牛舎 (920m²) ・成雌牛舎 (920m²) ・屋外給餌場 (562m²) ・飼料庫 (90m²) ・機械格納庫 (228m²) ・堆肥舎 (1,240m²) ・温水器 ・パソコン <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦稈等耕種農家の残さと堆肥の交換 ・夏期間の公共牧場への預託 ・機械銀行、請負組織の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・飼料費の経常的把握と飼料設計 ・飼養部門と飼料生産部門の損益原価把握と分析 ・資金繰り表等による資金管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担制 ・作業記録の整備 ・家族経営協定の締結 <p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・常時雇用 1人
黒毛繁殖	<p><飼養頭数></p> <p>繁殖牛 200頭</p> <p>育成雌牛 50頭</p> <p>素牛 80頭</p>			

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
肉牛専業(Ⅱ) (ホル肥育)	<p><作付面積等></p> <p>採草放牧地 60.0ha 経営面積 60.0ha</p> <p><飼養頭数></p> <p>乳用種 400頭</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクタ (80ps級) ・農用 トラック (4tダンプ) ・ペールグラッパ ・フロントローダ ・ホイルローダ ・ミキサーワゴン ・ロールシュレッダ ・スキッドローダ ・体重計 ・哺乳ロボット ・チームクリーナー ・人工哺育牛舎(120m²) ・育成舎(461m²) ・肥育舎(1,744 m²) ・機械格納庫(125m²) ・飼料庫(59 m²) ・堆肥舎(1,810 m²) ・パソコン <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥は、ほ場還元の他、耕種農家へ有償提供 ・省力的多頭飼育技術と肥育技術の高度化による収益の確保 ・機械銀行、請負組織の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・飼料費の経常的把握と飼料設計 ・飼養部門と飼料生産部門の損益原価把握と分析 ・資金繰り表等による資金管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担制 ・作業記録の整備 ・家族経営協定の締結 ・主たる従事者 ・補助従事者 <p>1人</p> <p>1人</p>

営農 類型	経営規模	生産方 式	経営管理の方法	農業従事の様態等
肉牛専業(Ⅲ)	<p><作付面積等></p> <p>採草放牧地 25.0ha</p> <p>経営面積 25.0ha</p> <p><飼養頭数></p> <p>繁殖牛 30頭</p> <p>育成雌牛 20頭</p> <p>常時飼養頭数 50頭</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成牛舎 1 ・成雌牛舎 1 ・堆肥舎 1 ・敷料庫 1 ・乾草舎 1 ・ショベルローダー (40PS) 1 ・乗用トラクター (70PS) 1 ・農用トラック 1 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦稈等耕種農家の残さと堆肥の交換 ・夏期間の公共牧場への預託 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告実施 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・飼料費の経常的把握と飼料設計 ・飼養部門と飼料生産部門の損益原価把握と分析 ・資金繰り表等による資金管理 	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日性の導入</p> <p><家族労働力></p> <p>・主たる従事者 1人</p> <p>・補助従事者 1人</p>
専用種繁殖				

[組織経営体]

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- (1) 足寄町の特産品である農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
- (2) また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。
- (3) 更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。
- (4) 加えて、足寄町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 足寄町が主体的に行う取組

- (1) 足寄町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。
- (2) また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- (3) これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、足寄町が主体となって、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して協議会を設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。
- (4) さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。
- (5) 足寄町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や道による新規就農

関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

- (6) 足寄町が主体となって農業改良普及センター、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。
 - (7) 新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために足寄町新規就農者交流会への参加を促すとともに、農業再生協議会との交流の機会を設ける。また、商工会とも連携して、関係直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。
 - (8) 前述の「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。
 - (9) 青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。
- さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

- (1) 足寄町は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。
 - ① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
 - ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。
- (2) 就農に向けた情報提供及び就農相談、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- (1) 足寄町は、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。
- (2) 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。
- (3) 北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。
- (4) 生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
足寄町農用地面積の95%程度

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- (1) 足寄町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。
- (2) 中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

足寄町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、足寄町農業の地域特性を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

足寄町は農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

- 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、足寄町のホームページ利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- 参加者については、農業者、足寄町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。
- 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を経済課に設置する。
- 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
- 足寄町は、地域計画の策定に当たって、北海道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合。
- 土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

- 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

- 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適當であると認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

- 農用地利用改善事業の内容

「区域の基準」の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合

的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図る農用地利用規定を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

- ・ 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

- ・ 農用地利用規程の認定

① 「区域の基準」に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を足寄町に提出して、農用地利用規程について足寄町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、農林水産省令第24条第1項に基づき意見を聴いた後、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ 「農用地利用規定の内容」の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を足寄町の掲示板への掲示その他適切な方法により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

- ・ 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① 「農用地利用規定の認定」の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地

の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、「農用地利用規程の内容」の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について「農用地利用規程の認定」の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が「農用地利用規程の認定」の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、「農用地利用規程の認定」の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が「区域の基準」に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

・ 農用地利用規程の特例

① 「農用地利用規程の認定」の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認められるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、特定農業法人又は「特定農業団体を定める農用地利用規程の認定」の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所

イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項

エ その他農林水産省令で定める事項

③ 本町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を足寄町の掲示板への掲示その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、足寄町に意見書を提出することができる。

④ 本町は、①に規定する農用地利用規定について申請があった場合、「農用地利用規定の認定」の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、町は「農用地利用規定の認定」の①の認定を行う。

ア 農用地利用改善事業の実施区域内農用地につき 1 の「農用地利用規定の変更」の権利を有する者（以下「所有者」という。）の三分の二以上の同意が得られていること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規定について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規定に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地利用規定において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号以下「施行規則」という。）第 21 条の 4 で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。

⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。

⑦ ①の農用地利用規定の有効期間は、認定を受けた日から起算して 5 年とする。

⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年、農用地利用改善事業の実施状況に関し必要な報告をすることとする。

・ 農用地利用規定の変更等

① 「農用地利用規定の認定」の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、「農用地利用規定の認定」の①の認定に係る農用地利用規定を変更しようとするときは、足寄町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規定で定められた特定農業団体が、施行規則第 21 条の 5 で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該認定農用地利用規定を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合（施行規則第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規定を足寄町に届け出るものとする。

③ 本町は認定団体が「農用地利用規定の認定」の①の認定に係る農用地利用規定（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第 13 条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ 「農用地利用規定の認定」の②及び「特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定」の③並びに「農用地利用規定の特例」の③及び④の規定は①の規定による変更の認定について、「農用地利用規定の認定」の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出

について準用する。

- ・ 農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び主益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規定で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該農用地利用規定で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規定に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図られるよう努めるものとする。

- ・ 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規定を定め、農用地利用改善事業を行うように促す。

② 本町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるよう努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- ・ 農業経営基盤の強化を促進するための必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、農業生産基盤整備を促進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 本町は、農業農村整備事業等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ま

しい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本町は、集落排水事業等の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保及び都市と農村の交流に努める。

エ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

・ 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、十勝農業改良普及センター、農業協同組合、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

・ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、足寄町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、本町はこのような協力の推進に配慮する。

5. 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 本町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 足寄町、足寄町農業委員会、足寄町農協は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

付 則

- 1 この基本構想は、平成 7年 1月 9日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成 13年 11月 28日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成 18年 10月 17日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成 22年 5月 14日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成 26年 9月 17日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成 29年 2月 23日から施行する。
- 1 この基本構想は、令和 5年 1月 20日から施行する。
- 1 この基本構想は、令和 5年 月 日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。

別紙1（第5の1（1）⑥関係）

1 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えて入る場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用または公共用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。）
- (2) 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人（当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- (3) 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務の実施によって利用権の設定等を受ける場合に限る。）
- (4) 農地法施行令第2条第2項第3号に規定する農林水産省令で定める法人（対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

- (ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）
 - ・・・第5の1の(1)のアの（ア）（法第18条第3項第2号イ）に掲げる事項
- (イ) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
- (ウ) 農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

2 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農用地以外の土地として各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）
- (2) 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合かつ当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるときに限る。）
- (3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号に掲げる事業を行う農事組合法人（対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

(4) 森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行う生産森林組合（対象土地を農用地以外の土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

○対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

(ア) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

(イ) 対象土地を農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。）

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

3 次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、対象土地を農業用施設の用に供される土地として各事業に供する場合、定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

(2) 農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

○対象土地を農業用施設の用に供する場合に、利用権の設定を受けた後において(1)から(2)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

(ア) 対象土地を農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。）

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効力を発揮するうえで適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する作目の通常の栽培期間から見て3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、転移される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（または移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p> <p>4 借賃料の一括前払いを行う場合の借賃については、1にかかわらず賃貸借当事者間の協議した方法により支払うことができる。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき足寄町が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①と同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適當な土地については、I の②の3と同じ。</p>	I の③と同じ。	I の④と同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②損益の算定基準	③損益の支払方法	④有益費の償還
I の①と同じ。	<p>1 作目毎に、農業の経営の受託にかかる販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>I の③と同じ。</p> <p>この場合において I の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	I の④と同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転する。ただし、農用地利用集積計画に定めた対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。